

令和3年12月10日

「第8回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」向け提出資料

各関係団体の地域連携における体制構築についての提言

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議
委員 野崎史生
(日本司法書士会連合会 常任理事)

ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進基本計画では、各関係団体において、令和3年度までに各地域の包括的な連携協力体制に参画することが求められている。

これを受けて、ギャンブル等依存症対策基本法に定められたギャンブル等依存症問題に関する相談支援のための体制構築の在り方について、以下のとおり提言する。

提言の趣旨

地域連携を開始している愛知県の取り組みを参考に、各地域において関係機関が連携した相談支援のための体制構築を具体的に進めるべきである。

提言の内容

- 1 ギャンブル等依存症の問題は、借金問題と不可分な関係であり、一度借金問題を解決しても、ギャンブル等依存症の問題がある限り、借金を繰り返してしまう可能性が高く、ギャンブル等依存症の治療回復と並行して、借金問題も解決をすすめる道を検討する必要がある。
- 2 愛知県においては、愛知県精神保健福祉センターが従来から実施しているギャンブル等依存症回復のための回復支援プログラムにおいて、司法書士による借金問題の相談を取り入れる仕組みを令和3年度から実施している。回復支援プログラムの実施前に司法書士による生活相談を個別に行い、その後司法書士も参加して回復支援プログラムを参加者と一緒に行うなど、参加者と時間を共有することによって相談しやすい関係を築いている。回復支援プログラム終了後にも、希望者には司法書士による個別の相談を行っており、個別相談には愛知県精神保健福祉センター職員も同席し、参加者の相談内容を共有している。また、回復支援プログラムの改善点等について、愛知県精神保健福祉センター所長をはじめ同職員、司法書士が共に話し合いを行い、参加者にとってよりよい回復支援プログラムとなるように意見交換を行っている。このように、愛知県では借金問題とギャンブル等依存症問題の解決に向けた連携が既に始まっている。
- 3 よって、愛知県の地域連携の在り方を参考に、各地域において関係機関が連携した相談支援のための体制を構築するべきである。
- 4 なお、ギャンブル等依存症対策基本法及びギャンブル等依存症対策推進基本計画においては、司法書士界についても、ギャンブル等依存症に配慮できる司法書

士の養成及び各司法書士会が各地域の包括的な連携協力体制に参画することが求められている。そのため、日本司法書士会連合会では、令和2年度にギャンブル等依存症問題に対応できる司法書士養成のための研修会を開催した。また、司法書士、精神保健福祉センター職員及び一般市民を対象としたシンポジウムを開催し、関係機関との連携の機会とした。令和3年度については、ギャンブル等依存症問題及び借金問題双方に対応できる司法書士の養成を目的とした研修会の開催を予定している。

以上